

(仮称) 荒川統合保育園指定管理者制度の概要について(案)

1 応募の資格

指定管理者の応募資格は、新潟県内に主たる事務所を置く社会福祉法人の法人格を有し、かつ、平成25年4月1日現在、新潟県内で認可保育所の運営業務を行っているもの

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間

3 対象施設の概要

(1)施設名称 (仮称) 荒川統合保育園

(2)所在地 村上市坂町字腰廻1804番地2 藤沢字前坪1番地3

(3)建物概要

建築構造 木造平屋建(一部2階建)

敷地面積 8,633.55㎡

延床面積 2,400㎡程度

開園年月日 平成26年4月1日(予定)

(4)定員 200人(0歳児から5歳児)

4 保育園の管理運営は、次に掲げる方針に沿って行うこと

(1)村上市の「心身ともに健康な子ども」という保育目標を基に、保育方針や地域の実態等を踏まえて、保育の基本となる「保育課程」を編成する。

(2)乳幼児の最善の利益を考慮し、保育園の効用を最大限に発揮すること。

(3)児童福祉法、村上市保育園条例及び同施行規則、その他の関係法規を遵守し、その趣旨を十分に理解した上で管理を行い、管理の質の向上にむけた取り組みを行うこと。

(3)保育園の設置目的を効果的に達成し、効率的・弾力的運営を行い、経費の縮減に努めること。

(4)利用者の平等かつ公平な利用が確保されること。

(5)家庭や地域住民との連携を図り、入園児童が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意すること。

(6)個人情報の適切な保護を徹底すること。

5 指定管理者が行う業務内容

指定管理者が行う業務は次のとおりとします。また、指定管理者が業務を一体的に委託することは認めません。ただし、事前に市の承認を得て、個別業務を他者に委託することを可能とします。

(1)児童福祉法第24条第1項に規定する保育の実施に係る業務

(2)児童福祉法第48条の3に規定する情報提供、保育相談等の業務

(3)特別保育事業の実施に係る業務

- 障がい児保育事業
- 延長保育事業
- ふれあい交流事業
- 休日保育事業
- 一時預かり事業
- 子育て支援センター事業
- (4)施設の維持管理業務
 - 施設内の清掃業務
 - 施設及び施設内の機器類の保守点検業務
 - 施設及び職員の衛生管理業務
 - 施設の小破修繕に関する業務
- (5)その他上記に定めのない自主事業
 - 指定管理者が提案し、市との協議の上決定するもの

6 職員配置

児童福祉施設最低基準（厚生省令第63号）を満たし、かつ、以下の条件を満たすものとします。

(1)園長

常勤職員を1人配置する。園長は、専ら当該保育園の管理運営業務に当たるものとし、担任を兼ねることや他の施設との兼務はできないものとする。

(2)保育士

主任保育士を2人配置し、園長の業務の補佐を行う。

村上市職員配置基準で算出した保育士数を配置するものとする。また、障がい児の受入れに対する支援等、児童の処遇向上のため必要に応じて、職員を配置するものとする。

(3)調理員

調理業務等に携わる職員として、常勤の調理員等を3人配置するものとする。また、児童の処遇向上のため必要に応じて、職員を配置するものとする。

(4)嘱託医

市を經由して村上市岩船郡医師会及び村上市岩船郡歯科医師会から推薦を受けた医師を各1人配置する。

(5)その他の職員

その他、必要に応じて事務員や用務員等として職員を配置するものとする。

7 職員研修

職員の資質向上を図るため、内部研修の実施や外部研修への参加を積極的に促進するとともに、市が主催する研修等に参加するように努めるものとする。

8 職員の健康管理

職員の疾病の早期発見と健康の保持増進を図るため、関連法令や通知に則り、毎年の定期健康診断と毎月の腸内細菌検査を対象者に対し、確実に実施するものとする。

9 給食及び食材調達

- (1)市が作成する統一献立により、同施設内で調理する直営方式とし、すべて当日調理・飲食を原則とする。
- (2)給食調理業務にあたっては、食育基本法の趣旨を尊重し、衛生管理の徹底を図るとともに、児童の発育状況や健康状態等に応じた配慮したものを提供すること。特にアレルギーや宗教上の事由に配慮した給食の提供を行うものとする。
- (3)園児の給食提供の前に、園長等による検食を実施すること。また、必要に応じて試食会を実施すること。
- (4)食材調達に当たり、現在の保育園の購入先を基本として、市内業者の活用、市内の生産物の活用を図ること。

10 安全管理

- (1)保育園の危機管理・安全対策（地震・停電・火事・不審者侵入・感染症・怪我等）についてマニュアルを作成し、職員及び関係者に周知及び指導を行い、毎月訓練を定期的に行うこと。
- (2)防火・防災・防犯対策について明文化をし、保護者及び市に対してその対処法等について明確にしておくものとする。
- (3)甲種防火対象物の防火管理者の資格を有する者を置くこと。

11 保護者との連携

入所児童の保育の実施につき、保護者との親密な連携を図るため、連絡帳の活用や保育参観、個人面談、クラス懇談会の開催等、必要な対応を講ずるものとする。

12 苦情対応

提供する保育サービスについて、保護者等からの苦情の適切な解決に努めるため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、その周知を図るものとする。

13 第三者評価

指定管理者は、利用者の立場に立ち、良質かつ適切なサービスを提供するよう、事業運営上の具体的な問題点を把握し、改善に結びつけるとともに、第三者評価を受け、その情報を公開することとする。

14 その他運営管理に関する重要事項

- (1)日常の保育活動や運動会、発表会などの行事、地域との交流活動などは、現在、荒川地区の保育園で実施しているものは、継承すること。それ以外に、独自に提案できるものがある場

合は、提案し、事業実施前に保護者と相談の上、実施の可否を決定するものとする。

- (2)保育事業にあたり、保護者から費用を別途徴収することは、原則として禁止する。
- (3)職員の採用にあたっては、現在就労している臨時保育士の雇用及び市民の雇用の拡大に配慮するよう努めるとともに、労働基準法、最低賃金法等の関連法を遵守すること。
- (4)指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の取扱いについては、個人情報保護法及び村上市個人情報保護条例等関連法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いに関する内部規定を作成するなどの個人情報保護の体制を確立し、職員に周知・徹底を図ること。
- (5)連絡調整に関すること

他の保育園や公共施設との連携を図ること。また、保育園長会議等定期的会議に出席すること。

民生委員、児童委員、主任児童委員及びボランティア等との連携を図り、地域の子育て支援に寄与すること。

県内保育所等との連携を図り、積極的に情報収集・交換などを行うこと。

- (6)環境への配慮

省エネルギーの徹底と、廃棄物の発生を抑止し、リサイクルの推進や適正処理及び環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。また、市が実施する環境に関する事業に協力すること。

15 管理業務の処理に要する経費

保育園の管理運営に必要な経費については、次に掲げる基準により、市が指定管理者に支払うこととします。

- (1)児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和51年4月16日厚生労働省発児第59条の2厚生事務次官通知）に定める国基準支弁額を支払うこととする。
- (2)指定管理料の支払い方法は、口座振り込みとし、支払時期は市と指定管理者の協議に基づき決定し、年度協定の中で締結する。
- (3)指定管理料は、申請書に添付した収支予算書を基に、市と指定管理者の協議により基本協定において決定する。また、各年度に支払う指定管理料は、年度協定の中で締結する。なお、原則として指定管理料は精算しない。

16 利用料に関する事項

延長保育料、休日保育利用料及び一時預かり利用料は、利用者から市が別に定める基準による額を指定管理者が利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができる。

17 指定管理者が管理を開始するまでの準備

- (1)指定管理者の指定を受け次第、平成25年10月から市と協議・引継ぎ研修を行い、平成26年1月から引継ぎ保育を行うこと。
- (2)運営責任者及び園長予定者は、現在の保育園の運営方針や運営状況を把握したうえで指定管理による運営について随時保護者に説明し、十分な理解を得ること。また、保護者からの疑

問や要望に対して、誠意をもって対応・回答すること。

- (3)引継ぎ保育においては、現行保育士と共に、保育する中で引継ぎを受け、できるだけ早く子ども達にとけこむとともに、子ども達一人一人の健康状態や発達状況、性格などの特徴を詳細かつ確実に把握し、指定管理による運営開始後も子ども達が変わらず安心して健やかな園生活を送ることができるようにすること。

18 市と指定管理者との責任分担

市と指定管理者との間における責任分担は別紙に定めるとおりとします。ただし、定めた事項において疑義がある場合、又は不測の責任分担が生じた場合は、双方協議の上決定します。

その他の指定管理者の役割

指定管理者は、善良なる管理者の注意を持って、設備（設備、備品を含む。）を常に良好状態に管理する義務を負います。

指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は、施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければなりません。

19 指定管理業務が困難になった場合における措置に関する事項

- (1)指定管理者は、指定管理業務の継続が困難になった場合又はおそれが生じた場合には、速やかに市に報告しなければなりません。
- (2)指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な公の施設管理が困難になった場合又はそのおそれがあると認められる場合には、市が指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。
この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3)指定管理者が市の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合には、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (4)(1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定を取り消された指定管理者は、市に生じた損害について賠償の責めを負うことになります。
- (5)市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により指定管理業務の継続が困難になった場合には、市と指定管理者は、指定管理業務の可否について協議することとします。

20 指定管理者の候補の選定

(1)選定方法

選定は、市が設置する村上市指定管理者選定委員会が行います。

なお、村上市指定管理者選定委員会の会議は非公開とします。

候補者の選定にあたっては、提出書類により応募資格及び提案内容等の書類審査を行うほ

か、委員によるヒアリングを実施します。

(2)選定にあたっての審査基準

保育園の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

市民の平等な保育園の利用を確保することができること。

関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に保育園の運営を行うことができること。

指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

21 スケジュール(予定)

時 期	内 容
平成25年 4月	募集の開始
~ 5月	申請書の受付期間
6月~7月	一次審査・二次審査
7月	指定管理者の内定
8月	議案作成
9月下旬	指定管理者の議決(市議会9月定例会) 議決後告示及び指定団体への通知
10月~	指定管理者と市の協議、引継ぎ研修
平成26年1月~3月	引継ぎ保育 保護者説明会
4月1日(開園)	指定管理者による管理・運営の開始

【別紙】

種 類	内 容	市	指定管理者
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更		
事業の中止・延期	市の指示によるもの		
	指定管理者の事業放棄・破綻		
行政的理由による事業変更	事業内容等の変更		
運営費上昇	事業変更以外の要因による運営費の増大		
	急激な物価上昇・金利変動等		
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、暴動等その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人的な現象）に係る施設、設備の修復に伴う増加経費負担		
施設・設備等の損傷	指定管理者の故意又は過失によるもの		
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの		
	上記以外のもの（経年劣化・第三者の行為で相手が特定できないもの）		
修繕	経常的修繕		
	大規模修繕（1件あたり10万円以上（消費税及び地方消費税含む））		
住民及び施設利用者への対応	周辺地域への対応		
	施設管理、運営業務内容に対する反対、訴訟、要望への対応		
施設利用者への損害賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合（不適切な施設管理による利用者のけが等）		
	上記以外の場合		
第三者への損害賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等第三者に損害を与えた場合（不適切な施設管理による苦情等）		
	上記以外の場合		
施設等に係る火災保険及び災害保険への加入			
利用者に係る損害賠償保険への加入			

保険及び損害賠償の取扱い

施設の火災保険は市の責任で付保します。施設賠償責任保険については、指定管理者が加入してください。なお、保険範囲等については、対人1名につき1億5千万円、対人1事故につき

10億円、対物1事故につき2千万円以上としてください。

施設及び設備の設置に起因する損害又は傷害に対する賠償については、市がその責任を負います。ただし、施設及び設備の管理に起因する損害又は傷害については、指定管理者がその責任を負うものとします。